

資料 2

平成 29 年 2 月 20 日

ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議

ユニバーサルデザイン 2020 行動計画 参考資料集

1. すべての子供達に「心のバリアフリー」を指導

- 2020年(平成32年)以降順次実施される学習指導要領改訂において、道徳をはじめとして音楽、図画工作、美術、体育などの各教科や特別活動等における障害のある人への理解を図る「心のバリアフリー」の指導や教科書等を充実させる。また、幼稚園、保育所、認定こども園でも併せて推進する。
- 上記の学習指導要領の改訂に先行して、平成29年度中までに、これらの指導をクロスカリキュラムの中で自分事として受け止め、活きて働く知識や経験とするため「心のバリアフリーノート(仮)」の作成を含めた取組の検討を進める。

○教育課程の基準である小・中・高等学校の学習指導要領および幼稚園教育要領は、概ね10年に1度改訂。現在、2020年(平成32年)以降順次実施を目指して、中央教育審議会において改訂に向けた審議が行われているところ。(※幼稚園教育要領については平成30年以降)

○道徳教育については、2018年(平成30年)以降、これまでの「道徳の時間」を新たに「特別の教科 道徳」(道徳科)として位置づけ。検定教科書を使用し、「考え、議論する道徳」に向けて抜本的改善を図る。

○教科書については、原則、4年に1回検定を行う。2020年(平成32年)からの新学習指導要領に対応した教科書の検定(道徳科を含む)は2018年(平成30年)から開始(予定)。



音楽の授業での交流
交流を重ねることで
互いを認め合う

「交流及び共同学習ガイド」
(文部科学省特別支援教育課作成)より

学習指導要領の改訂と
小・中学校の教科書検定・
採択スケジュール

学習指導要領改訂告示(小、中学校)(予定)

「特別の教科 道徳」開始～

現行学習指導要領

新学習指導要領(全体)

学校種別等区分＼年度		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
小学校	検定	◎				◎			◆	◎	◎		
	採択		△				△			▲	△	△	
	使用開始	○		○				○		●	○	○	○
中学校	検定		◎			◎			◆	◎	◎		
	採択			△				△		▲	△	△	△
	使用開始				○				○		●	○	

◆▲●は道徳科の教科書のみの検定・採択スケジュール。

黄色掛けの部分が新しい学習指導要領に対応する部分(予定)。

2. すべての教員が「心のバリアフリー」を理解

○教職課程、教員研修、免許状更新講習において「心のバリアフリー」を学びうる項目

教職課程

教員として最低限必要な資質能力を育成することが目的。なお、学ぶべき内容は教育職員免許法等の法令で定められている。

○法令で定められる主な教職課程の内容（例）

ア) 教職の意義等に関する科目

- ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）

イ) 教育の基礎理論に関する科目

- ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）

- ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項

ウ) 教育課程及び指導法に関する科目

- ・道徳の指導法

エ) 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目

- ・生徒指導の理論及び方法

- ・教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法

オ) その他

- ・日本国憲法

教員研修

個々の能力、適性等に応じた研修を実施し、教員の資質の向上を図ることが目的。

○初任者研修及び十年経験者研修における主な研修内容（例）

- ・道徳教育
- ・いじめ防止
- ・特別支援教育
- ・人権教育・男女共同参画

免許状更新講習

教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身につけることが目的。

○主な講習内容（例）

【必修領域】

- ・子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見
(特別支援教育に関するものを含む)

【選択必修領域】

- ・学校を巡る近年の状況の変化
- ・教育相談（いじめ及び不登校への対応を含む）
- ・道徳教育

【選択領域】 大学等が独自に開設

採用前

採用後

3. 障害のある人とともにある「心のバリアフリー」授業の全面展開

- 各学校において、障害のある人との交流及び共同学習が活性化されるよう、平成29年度を目途に、文部科学省及び厚生労働省が中心となり「心のバリアフリー学習推進会議（仮称）」を設置し、自治体単位で**福祉部局、教育委員会、障害のある人やその支援等にかかる社会福祉法人等の団体間のネットワーク形成**を促進する方策を検討する。
- 上記の取組に当たっては、特別支援学校と交流している小・中学校や特別支援学級を設置している小・中学校（約2万校）を軸に、障害のある人との交流及び共同学習を実施し、その成果を踏まえて**全面展開**を図る。

交流及び共同学習

学習指導要領の総則等において、障害のある児童生徒との交流及び共同学習や高齢者等との交流の機会を設けることや、障害のある人々等との触れ合い等の体験活動の充実について規定。

特別支援学校と小中学校等、小中学校等の特別支援学級と通常の学級の間で、地域や学校、子どもたちの実態に応じて、様々な方法で実施。



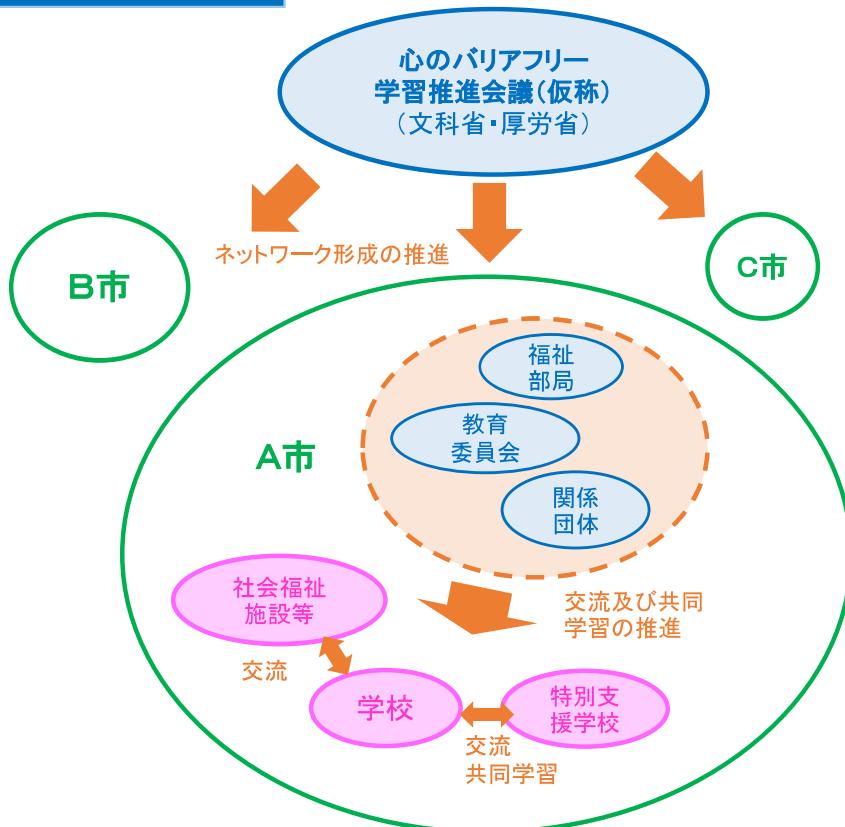
友達の似顔絵を描いてプレゼント



交流会を継続的に実施

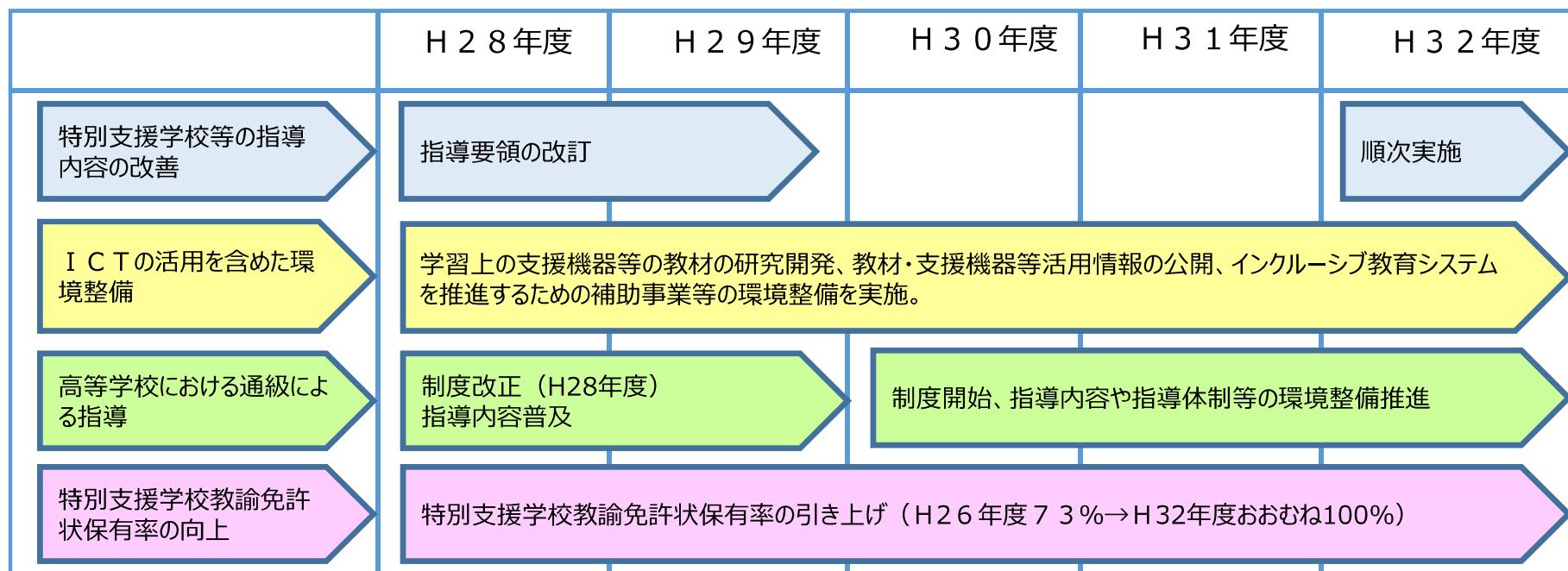
「交流及び共同学習ガイド」（文部科学省特別支援教育課作成）より

推進イメージ



4. 障害のある児童・生徒・学生を支える取組

- 障害のある人の自立と社会参加を目指し、障害のある幼児、児童、生徒が自己の理解を深め自尊感情を高めるとともに、社会的障壁を解消するための方法等を相手にわかりやすく伝えることができるコミュニケーションスキルを身に付けることを含め、**特別支援学校等の指導内容について発達段階に応じた改善及び充実**を図る。
- 特別な支援を要する子供が社会で自立し活躍する力を育むために必要な教育を受けられるように**ICTの活用を含めた環境整備**を進める。
- 高等学校における通級による指導を平成30年度から新たに制度化**し、小・中・高等学校あわせて指導内容や指導体制等の環境整備を進め、高等学校で通級指導が望まれる者の実現割合100%（2020年度（平成32年度））を目指す。
- 特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率**については、現在約7割にとどまっていることから、2020年度（平成32年度）までに**おおむね100%**に引き上げる。



幅広く大学において、**大学生や大学関係者による「心のバリアフリー」への理解を促進するための取組が展開されるよう、各大学における積極的な取組を促す。**

- 大学の様々な場面（例えば、入学者選抜を含む修学や就労授業等）における**取組事例の収集**
- 収集した**取組事例等の周知**
→ 周知方法として考えられるもの：学長や教職員が集まる会議等での紹介、文部科学省関連HPへの掲載

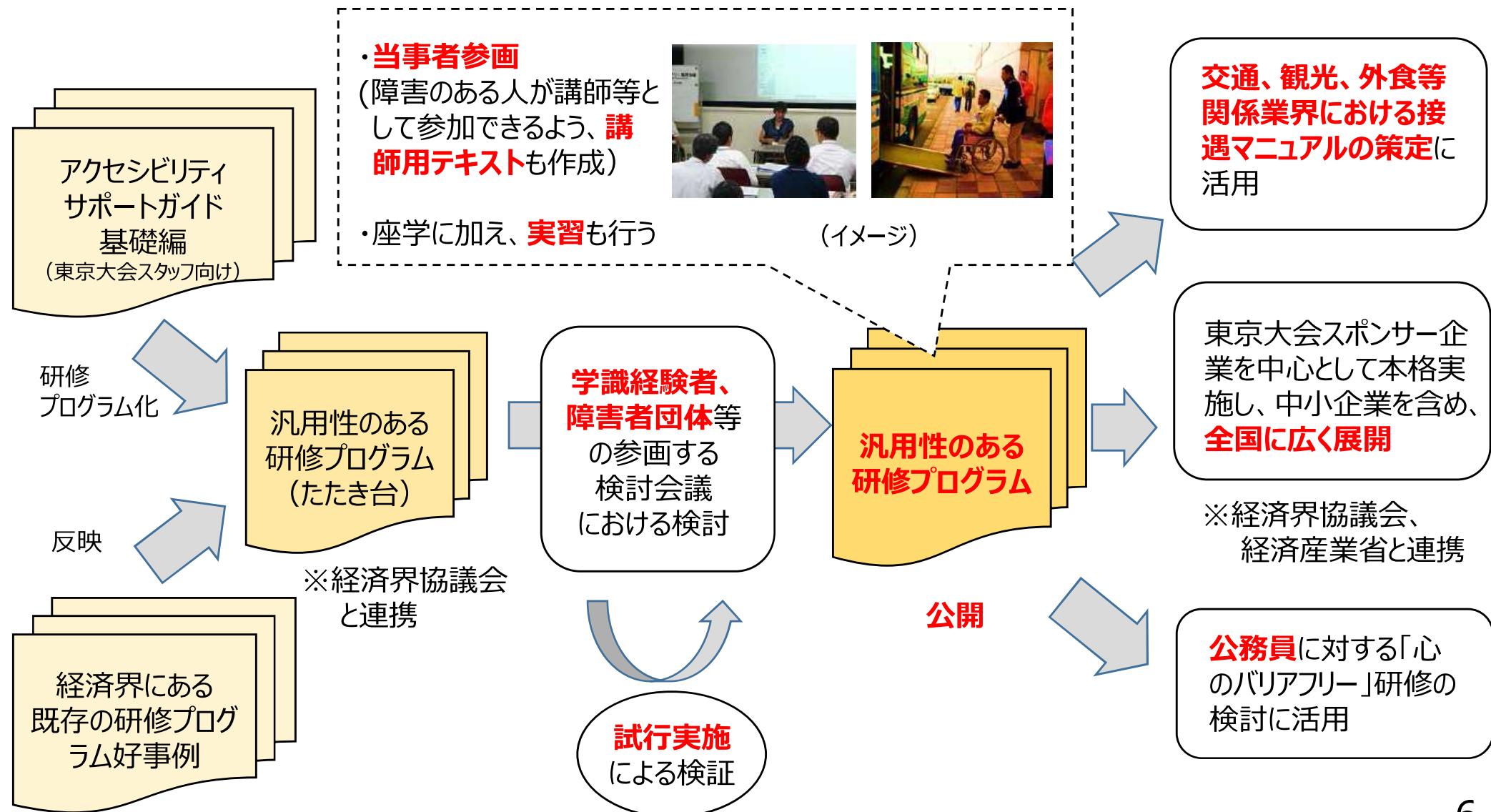
- 高等教育における「心のバリアフリー」を推進するための中核的組織として、**平成29年度から、各地域において障害のある学生の修学・就労支援のセンターとなる大学を選定**し、広く企業や地域の関係機関と連携しつつ、**各大学における障害のある学生の修学・就労支援を行う取組の検討を進める。**

- 本年度、大学生や大学関係者を対象として、「心のバリアフリー」に関するワークショップ開催する等、「心のバリアフリー」に向けた意識醸成を図る。（**有志の大学と連携**）
 - ✓ **ワークショップ**
 - ・大学生が主体的にかかわる方式で、ワークショップの内容を検討
 - ・有識者や障害のある方を招き、参加者が障害のある方と実際に接する方式で実施
(内容の例) 2016年11月に、東京大学先端技術研究センターと連携して実施したワークショップ及び障害者スポーツ体験（右写真）
 - ✓ **大学生によるボランティアの推進**
 - ・パラリンピック事前キャンプ受入れ大学等における大学生ボランティアの促進等
(内容の例) パラリンピック関係者、大学生ボランティア、地域の人々等を集めたコンファレンス等



6. 企業等における「心のバリアフリー」社員教育の実施

- オリンピック・パラリンピック等経済界協議会と連携し、今年度中に、学識経験者や障害者団体等参画のもと、「心のバリアフリー」の**汎用性のある研修プログラム**を策定。
- 来年度以降、国家公務員や幅広い産業における研修等の実施に向け、活用。

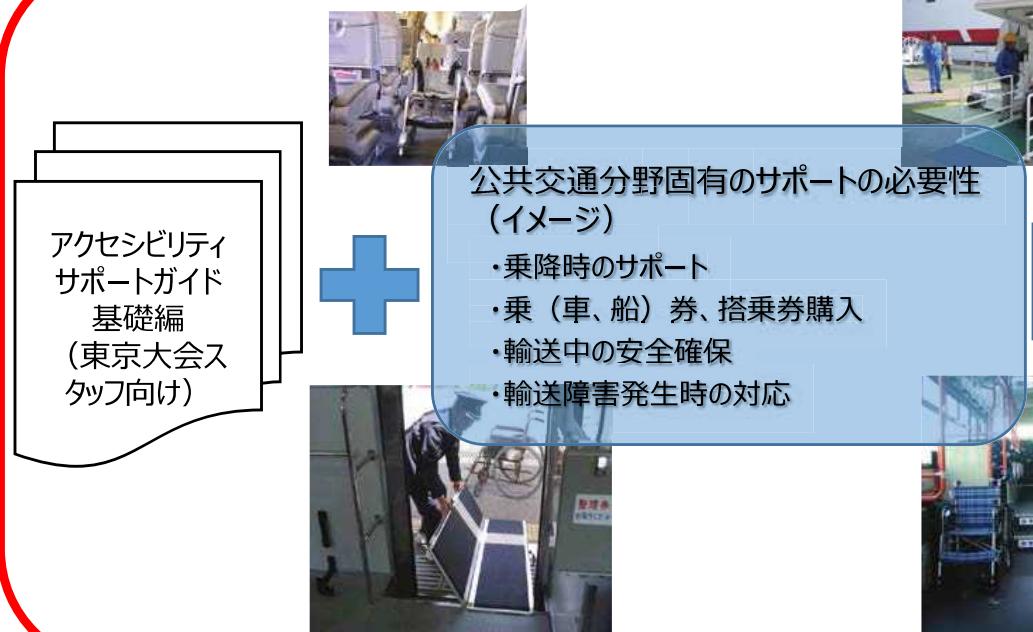


7. 交通分野におけるサービス水準の確保

- 障害者差別解消法等を踏まえ、障害のあることのみをもって乗車・搭乗を拒否することや補助犬の同伴を不当に拒否するといった**差別的取扱い**を行うことのないよう徹底
- Tokyo2020アクセシビリティガイドライン、東京大会スタッフ向けサポートガイド基礎編及び汎用性のある研修プログラムを踏まえ、平成29年度中に、検討委員会を立ち上げ、交通事業者向け**接遇ガイドライン**を作成
- 交通事業者の行う研修について、**障害当事者が参加**し、座学に加えて**実習**を行うカリキュラム、研修教材となるよう検討

- ・バリアフリー法においては交通事業者による移動円滑化に必要な研修が努力義務化され、各交通事業者において、職員に対する接遇研修等を実施。
- ・2020年東京大会開催時には、障害のある人や高齢者を含む多くの外国人の来訪が見込まれる。様々な移動制約を持つ方に対しきめ細やかに対応するため、公共交通分野の特殊性を踏まえたソフト面の対応を充実させる。

接遇内容の充実



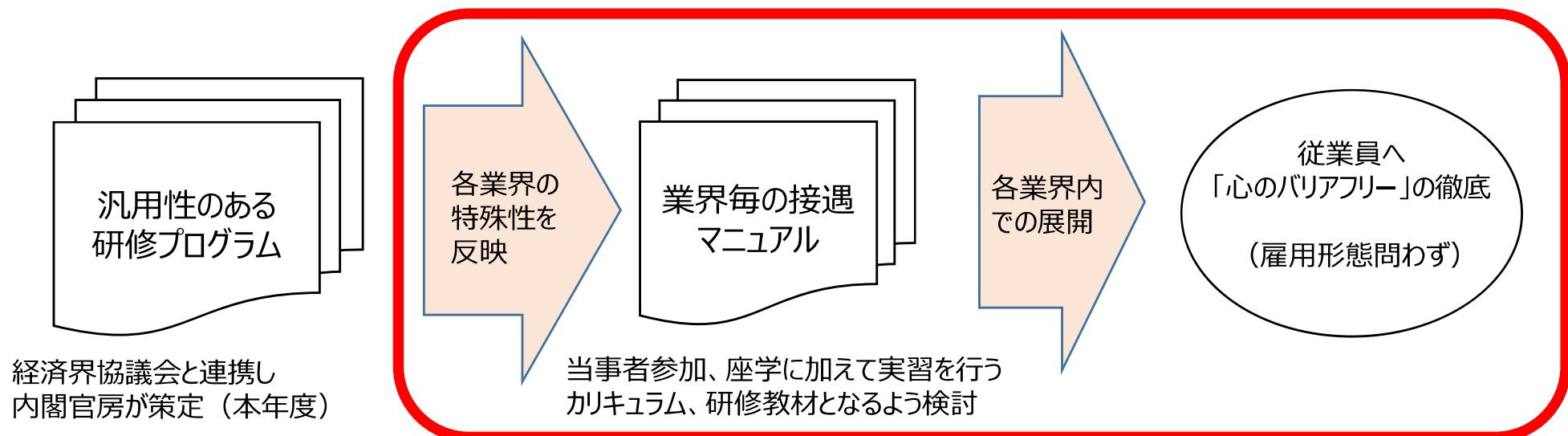
研修の充実



8. 観光、外食等サービス産業における接遇の向上

○所管省庁は各業界団体等と連携し、

- ・障害者差別解消法を踏まえ、障害のあることをもって乗車・搭乗を拒否することや補助犬の同伴を不当に拒否するといった**差別的取扱い**を行うことのないよう**徹底**
- ・アクセシビリティサポートガイド基礎編を基に、各業界の特殊性を反映し、**平成29年度中**に、**業界毎の接遇マニュアル**を作成
(**障害当事者が参加**し、座学に加えて**実習**を行うカリキュラム、研修教材となるよう検討)
- ・各業界内において、上記接遇マニュアルを展開し、雇用形態を問わず、従業員の「心のバリアフリー」を徹底



業界	業界毎の接遇マニュアルにおける検討項目例（イメージ）
観光	観光バリアフリー情報発信のあり方、ホテルや旅館等における接遇対応のあり方等
外食	来店時の対応、情報提供・意思疎通にかかる対応、飲食物提供時の対応等
流通	店舗等における接客対応や買い物時のサポート、インフォメーション機能の充実や見やすい表示の在り方等

■ 医療関係事業者向けガイドラインの概要

1 趣旨

医療分野における事業を行う事業者（病院、診療所、助産所、調剤を実施する薬局等）向けのガイドライン

2 不当な差別的取扱いと考えられる例

- サービスの提供を拒否すること
- サービスの提供を制限すること（場所・時間帯などの制限）
- サービスの提供に際し条件を付すこと（障害のない者には付さない条件を付すこと）
- サービスの提供に当たって、他の者とは異なる取扱いをすること

3 合理的配慮と考えられる例

- 基準・手順の柔軟な変更
 - ・障害の特性に応じて施設のルール、慣行を柔軟に変更すること
- 物理的環境への配慮
 - ・施設内の段差にスロープを渡すことなど
- 補助器具・サービスの提供
 - ・身振り、手話、要約筆記、筆談、図解、ふりがな付文書を使用するなど、本人が希望する方法で分かりやすい説明を行うこと
 - ・障害者に配慮したナースコールの設置を行うこと（息でナースコールができるマルチケアコール、機能障害者用押しボタンなど）
 - ・個人情報の保護に配慮した上で施設内放送を文字化したり、電光表示板で表示したりすることなど

4 事業者における相談体制の整備

5 事業者における研修・啓発

6 国の行政機関における相談窓口

7 主務大臣による行政措置

改正障害者総合支援法の施行や報酬改定を通じ、**一般就労への移行や就労定着**を促進する。

- 第4期障害福祉計画の成果目標として、**就労移行支援事業等の利用者の一般就労への移行者数**を平成29年度末までに**平成24年度実績の2倍**以上とすることを設定。

この目標を達成するために、就労移行支援事業の利用者数については、平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すことを設定。

- 障害者総合支援法の一部改正により、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、**事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス（就労定着支援）**を創設（平成30年4月施行）。

11. 障害のある人が活躍しやすい企業等を増やす取組②

農林水産省及び厚生労働省における農福連携支援制度

- 農林水産省では、農福連携対策として都市部のみではなく農村地域における福祉農園等の整備や農業技術等の習得に必要な技術支援、農業経営体が障害者を受け入れる場合に必要な環境整備に必要な支援、農福連携に係る普及啓発等を実施するほか、障害のある人等の「農」の活動拠点の整備に対して支援。
- 厚生労働省では、障害者就労施設への農業に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援。

農林水産省における支援制度

【農山漁村振興交付金】

○ 都市農村共生・対流及び地域活性化対策（農福連携対策）

・ 福祉農園等整備・支援事業

障害者の雇用・就労等を目的とした福祉農園及び加工・販売施設の整備を支援するとともに、専門家による農業・加工技術等の習得を支援

【実施主体】社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間企業等

【補助率】ハード：1/2以内 ソフト：定額

・ 農福連携支援事業

農業経営体が働き手として、障害者を受け入れる場合の環境整備（トイレ等の施設整備、センターの育成・派遣）に対して支援するほか、就農等を希望する障害者を研修生として農業経営体が受け入れる場合の支援

【実施主体】地域協議会（市町村を含むものに限ります）

【補助率】ハード：1/2以内 ソフト：定額

・ 農福連携普及啓発等推進対策事業

シンポジウム等を通じた農福連携の普及啓発等の推進

【実施主体】特定非営利活動法人、一般社団法人、民間企業等

【補助率】定額

○ 農山漁村活性化整備対策

市町村等が作成した定住・交流促進のための計画実現に向け、高齢者や障害者等の「農」の取組の活動拠点となる施設の整備等を推進。

【実施主体】都道府県、市町村、農林漁業者が組織する団体等

（市町村が活性化計画を策定する必要があります。）

【補助率】ハード：1/2以内等

厚生労働省における支援制度

○ 工賃向上計画支援事業（障害者総合支援事業費補助金）

・ 農福連携による障害者の就農促進プロジェクト

農業に関するノウハウを有していない事業所に対する農業技術に係る指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等の支援、農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催の支援。

【実施主体】都道府県

【補助率】10/10

